

# 行政調査

(百選「I-108」～「I-113」)

## 問題 001

憲法 35 条の法意は、同法 33 条による不逮捕の保障の存しない場合においては搜索押収等を受けることのない権利もまた保障されないことを明らかにしたものである。

**001 解答**：妥当である。(I-108)

## 問題 002

法律が司法官憲によらずまた司法官憲の発した令状によらずその犯行の現場において搜索、押収等をなし得べきことを規定したことは、それがたとえ現行犯の場合に関するものであっても、憲法 35 条違反の問題を生ずる。

**002 解答**：誤り

現行犯の場合に関するものである限り、憲法 35 条違反の問題を生じないとした。(I-108)

## 問題 003

旧所得税法 70 条の強制の度合いは、それが検査の相手方の自由な意思をいちじるしく拘束して、実質上、直接的物理的な強制と同視すべき程度にまで達しているものと認めることができる。

**003 解答**：誤り

そのような程度にまで達しているものとは、いまだ認めがたいとした。(I - 109)

**問題 004**

旧所得税法70条の強制は、国家財政の基本となる徴税権の適正な運用を確保し、所得税の公平確実な賦課徴収を図るという公益上の目的を実現するために収税官吏による実効性のある検査制度が欠くべからざるものであり、その目的、必要性にかんがみれば、右の程度の強制は、実効性確保の手段として、あながち不均衡、不合理なものとはいえない。

**004 解答**：妥当である。(I - 109)**問題 005**

憲法35条1項の規定は、本来、主として刑事責任追及の手續における強制について、それが司法権による事前の抑制の下におかれるべきことを保障した趣旨であるが、当該手續が刑事責任追及を目的とするものでないとの理由のみで、その手續における一切の強制が当然に右規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。

**005 解答**：妥当である。( I - 1 0 9 )

### 問題 006

旧所得税法 70 条 10 号、63 条に規定する検査は、あらかじめ裁判官の発する令状によることをその一般的要件としないものであり、憲法 35 条の法意に反するものといわざるを得ない。

**006 解答**：誤り

憲法 35 条の法意に反するものとすることはできないとした。( I - 1 0 9 )

### 問題 007

憲法 38 条の規定による保障は、純然たる刑事手続においてばかりではなく、それ以外の手続きにおいても、実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続には、ひとしく及ぶものと解するのを相当とする。

**007 解答**：妥当である。( I - 1 0 9 )

## 問題 008

旧所得税法70条10号、12号、63条の検査、質問の性質が、刑事訴追をうけるおそれのある事項につき供述を強要するものであり、憲法38条1項にいう「自己に不利益な供述」を強要するものである。

### 008 解答：誤り

憲法38条1項にいう「自己に不利益な供述」を強要するものとすることはできないとした。(I-109)

## 問題 009

税務調査は、諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合に認められる。

### 009 解答：妥当である。(I-110)

## 問題 010

税務調査の態様について、税務調査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる場合であっても、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解することはできない。

**010 解答**：誤り

権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものとした。( I - 1 1 0 )

**問題 011**

税務調査について、実施の日時場所の事前通知、調査の理由および必要性の個別的、具体的な告知のごときは、質問検査を行ううえの法律上一律の要件とされているものではない。

**011 解答**：妥当である。( I - 1 1 0 )

**問題 012**

法人税法に規定する質問又は検査の権限は、犯罪の証拠資料を取得収集し、保全するためなど、犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使することは許されない。

**012 解答**：妥当である。( I - 1 1 1 )

### 問題 013

法人税法に規定する質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたのなら、そのことによつて直ちに、右質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことになるというべきである。

#### 013 解答：誤り

直ちに、質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならないとした。(I - 1 1 1)

### 問題 014

法人税法に規定する質問又は検査の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたにとどまり、右質問又は検査の権限が犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたものとみるべき根拠がない場合は、その権限の行使に違法はなかったというべきであり、当該取得収集された証拠資料は、証拠能力を肯定することができる。

#### 014 解答：妥当である。(I - 1 1 1)

## 問題 015

警察官職務執行法 2 条 1 項に基づく職務質問に附随して行う所持品検査は、任意手段として許容されるものであるから、所持人の承諾を得てその限度でこれを行わなければならないのであって、所持人の承諾のない所持品検査は許容されないと解するのが相当である。

### 015 解答：誤り

所持品検査は、所持人の承諾を得てその限度でこれを行うのが原則であるが、所持人の承諾のない所持品検査は一切許容されないと解するのは相当ではないとした。

( I - 1 1 2 )

## 問題 016

警察官職務執行法 2 条 1 項に基づく職務質問に附随して行う所持品検査について、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、たとえ所持人の承諾がなくても、所持品検査の必要性、緊急性、これによって侵害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容される場合がある。

### 016 解答：妥当である。( I - 1 1 2 )

## 問題 017

警察官職務執行法 2 条 1 項に基づく職務質問に附随して行う所持品検査について、その必要性ないし緊急性が肯認できるが、所持人の承諾がないのにその上衣内ポケットに手を差し入れて所持品を取り出したうえ検査した巡査の行為は、一般にプライバシー侵害の程度の高い行為であり、かつ、その態様において捜索に類するものであるから、このような状況のもとにおいては、相当な行為とは認めがたく、職務質問に附随する所持品検査の許容限度を逸脱したものと解するのが相当である。

**017 解答**：妥当である。( I - 1 1 2 )

## 問題 018

交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでない。

**018 解答**：妥当である。( I - 1 1 3 )